

令和4年 札幌市告示第1984号
校務用端末(202301-202812)ブロック1～5

質問事項	回答
<p>落札後、感染症や紛争を起因とする納期遅延、半導体不足等社会情勢による納期遅延等の不測の事態が発生した場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じて頂けますでしょうか。</p>	<p>落札後の契約変更は原則として認めておりませんが、納入遅延等が半導体不足等社会情勢による影響を理由とするものであると判断される場合は、契約期間の変更(延長)や契約(一部)解除等の対応について協議が必要なものと考えます。</p>